

財団法人 がん研究振興財団
がん研究助成審議会規則

(審議会の設置)

第1条 この財団に、財団法人がん研究振興財団寄附行為第34条第3項の規定に基づき、寄附行為第4条に定める事業のうち、がんその他の悪性新生物に関する研究の助成についての審議を行うため研究助成審議会を置く。

(審議会)

第2条 審議会は委員若干名をもって組織する。委員の半数以上は学識経験者をもって充てる。

2. 委員は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 補欠委員の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

3. 委員は非常勤とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。

2. 委員長は委員会の事務を総括し委員会を代表する。

3. 委員会はあらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(審議会の議事)

第5条 審議会は委員長が招集する。

2. 審議会は、委員の過半数の出席のもとに開くものとする。

3. 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議の結果報告)

第6条 委員長は審議が終わったときは直ちにその結果を会長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は昭和44年1月22日から施行する。

2. 平成12年4月1日一部改正
3. 平成14年5月21日一部改正